

# 暴風警報発表時における生徒の出欠処置

1. 暴風警報が発表されている間、登校の必要はない。
2. 暴風警報が解除された場合、原則として以下の通りとする。
  - ア) 午前 7 時までに解除の場合 ……平常授業
  - イ) 午前 9 時までに解除の場合 ……第 3 限より授業
  - ウ) 午前 11 時までに解除の場合 ……第 5 限より授業
  - エ) 午前 11 時現在解除していない場合 ……臨時休業

※ イ) または ウ) の場合、授業開始までに HR で出欠確認を行う。

登校時間の目安は、イ) の場合は午前 10 時 30 分、ウ) の場合は午後 1 時とする。安全に十分留意し登校すること。

3. 暴風警報の発表地域による対応は以下の通りとする。

- ① 大阪府全域 …… 全生徒は登校の必要なし
- ② 「大阪市」または「北大阪」 …… 全生徒は登校の必要なし
- ③ 生徒の居住地 …… 該当生徒は登校の必要なし

※ ③ の該当生徒の出欠については「出席停止」の扱いとする。

## 気象庁 気象警報・注意報発表区分

|     |      |                                                      |
|-----|------|------------------------------------------------------|
| 大阪府 | 大阪市  | 大阪市                                                  |
|     | 北大阪  | 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町              |
|     | 東部大阪 | 守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市           |
|     | 南河内  | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村         |
|     | 泉州   | 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町 |

**補足説明** 以下の例を参考にしなさい

例1: 堺市(泉州地域)に住んでいる A さんについて。

午前 6 時に「大阪市」と「北大阪」は解除。「泉州」はまだ解除されていないときは、「泉州」が解除されるまでは登校しない。授業は平常通り始まるが、A さんは欠席にはならない。

その後、たとえば 8 時に「泉州」も解除された場合は、安全に留意しすみやかに登校する。

例2: 東大阪市(東部大阪地域)に住んでいる B さんについて。

午前 6 時に「東部大阪」は解除されるが「大阪市」と「北大阪」は解除されていない。このとき B さんはまだ登校しない。

その後、午前 8 時に「大阪市」が解除されても、「北大阪」が解除になっていなければまだ登校しない。

さらに午前 10 時に「北大阪」も解除されれば、「2 のウ)」に該当するので、午後から授業開始。B さんも登校する

# 特別警報発表時における生徒の出欠処置

生命を守ることを第一義とした対応をとるものとし、以下は原則として大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれの特別警報が発表されている場合であっても適用する。

- (1) 特別警報が発令されている間、登校の必要はない。
- (2) 特別警報が解除された場合、授業開始時間については原則として上記 12.2. に準じる。
- (3) 特別警報の発表地域による扱いは、原則として上記 12.3. に準じる。
- (4) ただし、生命を守ることを優先し、状況に応じた対応をとるものとする。たとえば以下のような場合、登校する必要はない。
  - ・「大阪市」「北大阪」「生徒の居住地」のすべてで特別警報が解除されても、登下校時に通る地域で特別警報が解除されていない場合
  - ・特別警報解除後も、天候や周囲の様子、交通事情等から、登校時の生命の安全確保が引き続き難しいと判断する場合
- (5) 特別警報発表時の下校は原則として差し控える。また、特別警報解除後の下校も生命の安全確保を優先し指示に従った行動をとる。